
プロジェクト リース

項目 第 119 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 119 回リース会計専門委員会（2022 年 8 月 24 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

表示及び注記について

（使用権資産の表示に関する意見）

2. IFRS 第 16 号では、減価償却累計額の開示が求められていないため、企業がデータを保存、保管しているか疑問があり、実務面で対応できるか懸念がある。
3. 事務局の今回の提案に反対するものではないが、固定資産に新たな使用権資産の区分を設けることは、財務諸表本表と注記との繋がりをわかりやすくする表示方法であると考えた。
4. 使用権資産という新たな表示区分を設けられないのであれば、投資その他の資産の内訳項目として開示する案も検討頂きたい。

（開示目的に関する意見）

5. 借手のリース活動の性質の開示については海外の IFRS の開示ではリースが使用される目的が記載されている例がある。現状の文案では注記内容をイメージできないため明確化した方がよいと考える。企業の資金調達目的等、リースが使用される目的がリース活動の性質の開示に含まれるか確認したい。

（短期リース及び少額資産のリースに係る費用の開示に関する意見）

6. 短期リースと少額資産のリースのいずれにおいても作成者のコストは同等に生じる。短期リースの開示について重要性の定めをおくことを検討いただきたい。
7. 企業が少額資産のリース料、変動リース料、短期リース料を賃借料の科目で計上している場合、賃借料からそれぞれのリース料を別個に抜き出した開示は作成者側の負担にな

ると考えるため、賃借料の当期発生額のうち、少額資産のリース料と短期リースのリース料の開示を求めることで、作成者側の負担を軽減できると考える。

セール・アンド・リースバックについて

8. 資産の譲渡対価が明らかに時価ではない場合又はリース料が明らかに市場のレートではない場合の取扱いについて、前払リース料は使用権資産でありリース期間で償却することを記載した方がよいと考える。

(売却の処理について)

9. 経済的利益とコストのほとんどすべてが移転するかどうかという原則的な考え方のみを記載したとしても、現行の日本基準のファイナンス・リースの判定基準を用いることでストラクチャリングが発生することが懸念される。
10. 改正リース会計基準でも貸手においてファイナンス・リースの判断の定めが維持されるため、セール・アンド・リースバック取引の提案において記載している、経済的利益とコストのほとんどすべてを移転するかどうかによる判断も、貸手におけるファイナンス・リースの判断基準で行うと読めるため、そうでない場合は明確化が必要と考える。

金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案について

11. 借手のリース負債の時価開示の注記を求めない理由として、コストと複雑性の観点からの説明だけでなく、借入金等と比較してリース負債の時価開示のベネフィットが劣ることも説明する必要があると考える。
12. 貸手のリース債権等の時価開示の注記は、コストとベネフィットが見合っていない印象があり、IFRS、米国会計基準とも差異があるところで、利用者のベネフィットをリサーチして開示の必要性を検討頂きたい。

有形固定資産等明細表について

13. IFRS 第 16 号の開発時に作成者側の負担から使用権資産の増減明細の開示提案が取り下げられた経緯があり、日本企業に有形固定資産等明細表の開示が求められた場合は作成者側の負担が増加する懸念がある。

以 上